

○千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号）に関する資料 ※第二十六条に係る改正部分のみ抜粋

改正後	改正前
<p><u>（動物愛護管理員）</u>  <u>第二十六条 知事は、前条第一項又は法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>、<u>法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項若しくは法第三十三条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務並びに法第三十七条の三第一項の事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u></p>	<p><u>（動物愛護管理員）</u>  <u>第二十六条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u></p>